

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>まで</p> <p>字堰根二三九七番一地先</p> <p>平字堰根二三九七番一地</p> <p>先から同郡同町大字西平</p> <p>比企郡ときがわ町大字西</p>		<p>区 間</p>
<p>一八・二四〇～二七・二〇</p>	<p>一八・二四〇～一九・六四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一八・二五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>災害復旧事業による。</p>	<p>備考</p>